福岡県性の多様性に関するミニのぼり旗・ステッカーの配付・掲示事業実施要綱

(趣旨)

第1条 性の多様性について理解し行動する民間事業者等に、県が作成した「性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県へ」を表したミニのぼり旗・ステッカー(様式第1号。以下「ミニのぼり旗・ステッカー」という。)を事業所に掲示していただくことにより、性の多様性への理解と支援の輪を可視化、拡大し、性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県の実現に向けた気運づくりにつなげることを目指すものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 民間事業者等 法人、個人事業主、団体等をいう。
  - (2) 事業所 本店、支店、営業所等をいう。

(対象)

- 第3条 対象となる民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 福岡県内に事業所があること。
  - (2)「福岡県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービスを提供していること又は、本県が行う性の多様性への理解促進の取組みに賛同し、性的少数者に対して支援又は配慮しており、今後も取組を行う見込みであること。

(ミニのぼり旗・ステッカーの配付)

第4条 県は、「性の多様性に関するミニのぼり旗・ステッカーの配付・掲示事業」 申出書(様式第2号)により申出のあった民間事業者等に対し、ミニのぼり旗・ステッカーを配付するものとする。

(民間事業者等の役割)

第5条 ミニのぼり旗・ステッカーの配付を受けた民間事業者等は、事業所窓口等 に掲示し、来訪者や従業員等への性の多様性に関する理解促進につなげるよう努 めるものとする。

(県の役割)

第6条 ミニのぼり旗・ステッカーを配付した民間事業者等の名称について情報を 発信し、広く県民への周知を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。